

フランスにおける衛生緊急事態条項の消滅 あるいは一般化？

奥 村 公 輔

1. はじめに

(1) フランスにおける公衆衛生法典の衛生緊急事態条項

フランスでは、2020年1月初旬からの新型コロナウイルス（Covid-19）感染症の世界的蔓延を受けて、「Covid-19 蔓延対策に関する 2020年3月23日法律第290号」（以下、創設法律）により公衆衛生法典「第3巻 疫病及び依存症対策」「第1部 感染症対策」「第3編 重大な衛生上の脅威及び危機」において「第1章の2 衛生緊急事態（Etat d'urgence sanitaire）」L第3131-12条からL第3131-120条まで（以下、衛生緊急事態条項）が創設された。この新たに創設された衛生緊急事態条項は、当初は創設法律第7条により2020年3月23日から2021年4月1日までの時限立法とされていたが、「衛生緊急事態を延長する 2021年2月15日法律第160号」（以下、2021年2月15日法律）第1条により2021年12月31日まで9か月間延長され、さらに「衛生上の警戒に関する多様な措置を定める 2021年11月10日法律第1465号」第1条により2022年7月31日まで7か月間延長された（衛生緊急事態条項の効力：2020年3月23日～2022年7月31日）。

実際、フランスでは、この衛生緊急事態条項に基づき、1度目の衛生緊急事態宣言が創設法律第4条により発出され、2020年3月23日より効力を有

し、「衛生緊急事態を延長しその諸規定を補完する 2020 年 5 月 11 日法律第 546 号」第 1 条により 2020 年 7 月 31 日まで延長され、同日 1 度目の衛生緊急事態宣言は終了した（1 度目の衛生緊急事態宣言の効力：2020 年 3 月 23 日～2020 年 7 月 31 日）。また、2 度目の衛生緊急事態宣言は、「衛生緊急事態を宣言する 2020 年 10 月 14 日デクレ第 1257 号」第 1 条により発出され、同月 17 日より効力を有し、「衛生緊急事態の延長を認め、衛生危機の管理に関する多様な措置を定める 2020 年 11 月 14 日法律第 1379 号」第 1 条により 2021 年 2 月 16 日まで延長され、さらに、2021 年 2 月 15 日法律第 2 条により 2021 年 6 月 1 日まで延長され、同日 2 度目の衛生緊急事態宣言は終了した（2 度目の衛生緊急事態宣言の効力：2020 年 10 月 17 日～2021 年 6 月 1 日）。かくして、時限付きの衛生緊急事態条項を根拠として、2 度の衛生緊急事態宣言が発出されたのである。この点、筆書はすでに、フランスにおける時限付き衛生緊急事態条項及び衛生緊急事態条項に基づく 2 度の衛生緊急事態宣言の実態・運用に関して、3 本の拙稿を執筆している¹⁾。

(2) 2022 年 7 月 30 日法律による衛生緊急事態条項の一般化？

しかし、公衆衛生法典における衛生緊急事態条項は、2022 年 7 月 31 日までの時限立法であったために、フランスの立法者は、①衛生緊急事態条項をそのまま失効させるか、あるいは、②衛生緊急事態条項の効力を延長させるか、あるいは、③その他の手段をとることに迫られたのである。そして、フランスの立法者は、③を選択し、「Covid-19 に関連する蔓延に対する闘いのために創設された例外レジームを終了させる 2022 年 7 月 30 日法律第 1089 号」（以下、2022 年 7 月 30 日法律）を制定した。2022 年 7 月 30 日法律の主な内容は、(i) 公衆衛生法典における「第 1 章の 2 衛生緊急事態」を「第 1 章の 2 検疫実施、隔離開始及び隔離継続の措置 (Mesures de mise en

1) 奥村公輔「緊急事態と非常事態」横大道聡＝新井誠＝菅原真＝堀口悟郎編著『グローバル化のなかで考える憲法』（弘文堂、2021 年）377-393 頁、同「フランスにおける緊急事態と憲法・憲法学」憲法問題 33 号（2022 年）20-33 頁、同「『緊急事態』と人権制約——新型コロナ対策の日仏比較」国際人権 33 号（2022 年）49-53 頁。

quarantaine, de placement et de maintien en isolement)」に変更して、衛生緊急事態条項（旧L第3131-12条～旧L第3131-20条）を廃止した一方で、衛生緊急事態条項により衛生緊急事態宣言において認められていた検疫実施・隔離開始・隔離継続の措置の規定（旧L第3131-15条II・III及び旧L第3131-17条II・III・IV）と同様の規定を新たにL第3131-12条（I・II）及びL第3131-13条（I・II・III）を設けたこと（2022年7月30日法律第1条II）、(ii) 衛生緊急事態条項の廃止に伴い、公衆衛生法典における平時の衛生上の脅威に関する基本規定であるL第3131-1条から衛生緊急事態に関する第2項を削ったこと（2022年7月30日法律第1条II）が挙げられる。

この点、(i)につき、公衆衛生法典の衛生緊急事態条項が廃止されながらも、衛生緊急事態条項に基づき発出される衛生緊急事態宣言の下においてのみとることが可能であった「検疫実施、隔離開始及び隔離継続の措置」は、2022年7月30日法律による改正の発効（2022年8月1日）後、平時においてもとることが可能となったのである。より端的に言えば、2022年7月30日法律による改正の発行後は、衛生緊急事態条項は廃止されながらも、衛生緊急事態条項に基づく衛生緊急事態宣言の下においてのみとることが可能であった諸措置の一部は、平時においてもとることが可能となったのである。この意味において、衛生緊急事態条項は、廃止されたと同時に一般化されたと言うことができよう。

(3) 〔治安〕緊急事態法律と〔治安〕緊急事態法律一般化条項

他方、〔治安〕緊急事態に関し、〔治安〕緊急事態法律²⁾の一般化がすでになされている。すなわち、「緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号」（以下、〔治安〕緊急事態法律）に基づきこれまで8度の〔治安〕緊急事態宣言が発出されてきたが、特に2015年11月13日のパリ同時多発テロを受けて発出された8度目の〔治安〕緊急事態宣言が約2年間にも及んで効力を有していたことに多くの批判がなされ、フランスの立法者は、8度目の〔治安〕

2) 〔治安〕緊急事態法律に関して、参照、奥村公輔「フランスにおけるテロ対策と緊急事態〔法〕の現況」論ジュリ21号（2017年）41-48頁。

緊急事態宣言を終了させつつ、「国内安全及びテロとの闘いを強化する 2017 年 10 月 30 日法律第 1510 号」(以下、2017 年 10 月 30 日法律)により、国内安全法典において、〔治安〕緊急事態法律に基づく〔治安〕緊急事態宣言の下においてとることができる諸措置の一部と類似の措置を平時においてとることを可能とする規定、すなわち、「〔治安〕緊急事態法律一般化条項」を創設した³⁾。ただし、この規定は当初、2020 年 12 月 31 日まで約 3 年間有効とされるものであった⁴⁾にもかかわらず、テロの脅威(治安危機)の常態化のために、期限直前の 2020 年 12 月 24 日⁵⁾に、国内安全法典の「〔治安〕緊急事態法律一般化条項」は 2021 年 7 月 31 日まで 7 か月間延長され、さらに延長期限直前の 2021 年 7 月 30 日⁶⁾に、時限立法とする規定が廃止され、「〔治安〕緊急事態法律一般化条項」はついに時限立法ではなくなった。かくして、〔治安〕緊急事態に関しては、「〔治安〕緊急事態法律」と「〔治安〕緊急事態法律一般化条項」が併存している状況にある⁷⁾。

(4) 本稿の目的

既に見たように、衛生緊急事態に関しても、2022 年 7 月 30 日法律により新たに規定された公衆衛生法典 L 第 3131-12 条及び L 第 3131-13 条が「衛生緊急事態条項一般化条項」となったように見える。この点、〔治安〕緊急事態に関しては、〔治安〕緊急事態法律は現在も残っているのに対して、衛生緊急事態に関しては、公衆衛生法典の衛生緊急事態条項はすでに廃止されて

3) 「緊急事態法律の一般化」について、参照、奥村公輔「フランスにおけるテロ対策強化の諸問題——『永続的例外事態』と『緊急事態の一般化』」法時 90 巻 9 号 (2018 年) 124-125 頁。

4) 2017 年 10 月 30 日法律第 5 条 II。

5) 「国内安全法典第 2 部第 2 編の第 6 章から第 10 章及び L.851-3 条の延長に関する 2020 年 2 月 24 日法律第 1671 号」第 1 条により 2017 年 10 月 30 日法律第 5 条 II が改正され、「〔治安〕緊急事態法律一般化条項」は延長された。

6) 「テロ行為の予防及び諜報に関する 2021 年 7 月 30 日法律第 998 号」第 1 条により 2017 年 10 月 30 日法律第 5 条 II は廃止された。

7) 参照、奥村公輔「フランスの緊急事態法律と『緊急事態一般化法律』」駒澤大学法学部研究紀要 77 号 (2019 年 3 月) 29-61 頁。

いる点で、「〔治安〕緊急事態法律の一般化」と「衛生緊急事態条項の一般化」とを平行に論じることはできないであろう。しかし、衛生緊急事態条項に基づく衛生緊急事態宣言の下においてとることが可能であった諸措置の一部と同様の措置を平時においてもとることが可能となった点において、やはり「衛生緊急事態条項の一般化」がなされたように見える。

このような観点から、本稿は、衛生緊急事態条項は本当に廃止されたのか、あるいは、公衆衛生法典L第3131-12条及びL第3131-13条において一般化されたのかを別稿にて詳細に検討するための素材として、2022年7月30日法律による改正直前⁸⁾の公衆衛生法典の関連諸規定（第3巻第1部「第3編 重大な衛生上の脅威及び危機」におけるすべての規定）を訳出し（2）、その上で、2022年7月30日法律による改正後の公衆衛生法典の関連諸規定（同様に、第3巻第1部「第3編 重大な衛生上の脅威及び危機」におけるすべての規定）を訳出する（3）⁹⁾ことを目的とする。なお、公衆衛生法典に関するテキストについては、フランス政府の管理する法令検索サイト「Legifrance」（<https://www.legifrance.gouv.fr/>）を参照した（2022年9月1日最終閲覧）。

8) なお、2022年7月30日法律制定の前日29日に、「体外診断用医療機器に関する2017年4月5日の欧州議会及び欧州理事会の規則（EU）2017/746にフランス法を適応させる2022年7月29日オルドナンス第1086号」（以下、2022年7月29日オルドナンス）により、公衆衛生法典L第3135-1条及びL第3135-2条が改正されているが、このオルドナンスによって改正されたテキストは、便宜上、2022年7月30日法律による改正前のテキストではなく、2022年7月30日法律による改正後のテキストに反映させている。

9) 2022年7月30日法律による改正前及び改正後の公衆衛生法典のテキストについて、2020年3月20日の創設法律以前から存在し、現在（2022年9月1日）に至るまで改正されていない諸規定の訳出について、参照、河嶋春菜「フランスの感染症まん延対策関連法令集」帝京法学34巻1号（2020年）420-435頁。

2. 公衆衛生法典 (抄)
(2022 年 7 月 30 日改正前)¹⁰⁾

法律の部

第 3 卷 疫病及び依存症対策

第 1 部 感染症対策

第 3 編 重大な衛生上の脅威及び危機

第 1 章 衛生上の脅威

L 第 3131-1 条〔衛生上の危機における保健担当大臣の権限〕〔2021 年 5 月 31 日最終改正〕

I

① 緊急措置を要する重大な衛生上の脅威が発生した場合、特に感染症蔓延の脅威が発生した場合、保健担当大臣は、理由付アレテにより、公衆保健上の利益において、かつ、公衆の健康に生じ得る危機による影響の発生を防止し限定する目的でのみ、以下の措置を講じることができる。

一 保健システムの組織及び運営に関するあらゆる一般規制的又は個別的措置

二 L 第 3131-15 条及び L 第 3131-17 条のそれぞれの II で定める要件の下で、検疫実施、隔離開始及び隔離継続の措置

② 保健担当大臣は、同様に、保健衛生上の危機状況の継続的消失を確実にする目的で、本編第 1 章の 2 に規定する衛生緊急事態が終了した後に、かかる措置を講じることができる。

II

① 保健担当大臣は、地域上所管する国家代表に対し、個別的措置を含む本条の諸規定を適用するあらゆる措置を講ずる権限を授権することができる。

10) 前掲注 (8) で見たように、ここでは、2022 年 7 月 29 日オールドナンスによる改正内容は反映させていない。

- ② 県の国家代表及びその権限の下に配置される者は、第三者に対し、収集する情報の機密性を守らなければならない。
- ③ 国家代表は、保健担当大臣に対し、本条の適用により講じた行為及びそれにより得られた結果を報告しなければならない。

III

本条の適用により講じられる措置は、厳に、発生した衛生リスクに比例的であり、かつ、時機及び場所の状況に適したものでなければならない。かかる措置は、もはや必要ないときは、遅滞なく終了する。個別的措置は、地域上所管する検事正に遅滞なく報告しなければならない。

L 第 3131-2 条〔公衆保健高等評議会による定期審査〕〔2011 年 8 月 10 日最終改正〕

L 第 3131-1 条の適用により講じる措置の正当性は、公衆保健高等評議会の定期審査の対象である。これらの措置は、必要でなくなった場合には、遅滞なく終了する。

L 第 3131-3 条〔医療従事者の免責〕〔2007 年 3 月 5 日創設〕

- ① L 第 1142-1 条の規定にかかわらず、医療従事者は、重大な衛生上の脅威が存在することにより医療処置が必要であり、L 第 3131-1 条の規定の適用により保健担当大臣によって医薬品の処方又は投与が推奨又は要請されているときには、臨床上の適応から外れ、若しくは販売許可若しくは一時的使用許可において予定された通常の使用条件に該当しない医薬品又はこれらのいかなる許可も受けていない医薬品を処方若しくは投与したことによって生じた損害の責任を負わない。
- ② 製薬事業者は、医薬品を臨床上の適応から外れ、若しくは販売許可若しくは一時的使用許可により認められた通常の使用条件に該当しない医薬品、又はこれらのいかなる許可も受けていない医薬品を使用した場合であっても、L 第 3131-1 条の規定を適用して保健担当大臣が当該医薬品の処方又は投与を推奨又は要請しているときには、かかる使用によって生じた損害の責任を負わない。対象となる医薬品の販売許可、一時的使用許可又は輸入許可を受けた者についても同様である。本項の規定は、医薬品の

製造又は販売に関する一般法上の条件の下で負うべき責任を免除するものではない。

L 第 3131-4 条〔健康被害の補償〕〔2007 年 3 月 5 日創設〕

- ① 一般法に基づいて行われた行為を例外とすることなく、L 第 3131-1 条又は L 第 3134-1 条に基づいて講じられた措置を適用するために行われた予防、検査又は治療行為に起因する医療事故、医原性疾患及び院内感染の包括的賠償は、L 第 1142-22 条に定める国立医療事故医原性疾患院内感染補償公社が確保する。
- ② 公社が健康被害者又はその死亡の場合には権利継承人に宛てる補償提示は、症状が固定しているかどうかにかかわらず、各健康被害事由の評価を示し、交通事故被害者の状況の改善と補償手続の加速のための 1985 年 7 月 5 日法律第 85-677 号第 29 条に列挙する給付及び同一の健康被害事由についてほかの債務者から受け取り又は受け取る予定の価額に相当する価額を差し引いた上で、被害者又は権利継承者に帰属すべき補償額を示す。
- ③ 健康被害者が公社の補償提示を受諾したことをもって、民法典第 2044 条の定める和解が成立したものとみなす。
- ④ 公社は、負担した補償額が競合関係にある場合には、必要に応じて、健康被害の帰責者又は場合によってはその保険者に対して、被害者が有する権利を代位する。
- ⑤ 本条の適用条件は、国務院の議を経たデクレで定める。

L 第 3131-5 条〔財政的補償〕〔2011 年 8 月 10 日最終改正〕

重大な衛生上の脅威に際し公衆の健康を保持するために必要な行為、とりわけ L 第 3131-1 条に規定する行為並びに他の法律及び命令の規定に定めのある行為を除いてこれらの行為により生じる財政的補償は、基金により支弁する。

L 第 3131-6 条（削除）

L 第 3131-7 条〔保健医療機関の緊急計画〕〔2019 年 7 月 24 日最終改正〕

- ① 各保健医療機関は、例外的な衛生状況が生じた場合等、医療提供体制の混乱を招く事態が発生した場合に講じるべき措置に関する詳細な計画を備

フランスにおける衛生緊急事態条項の消滅あるいは一般化？

えるものとする。本計画は、事態の性質及び規模に適した対応手段を結集し、患者に対し最良の医療の提供を確保することができるものである。

② 本条の規定は、軍事病院に適用する。

L 第 3131-8 条〔物及び役務の取用及び徴用等〕〔2020 年 3 月 20 日最終改正〕

患者又は健康被害者が過剰に増加し、又は衛生状況が正当化する場合には、地方保健局長の提案に基づき、県の国家代表は、あらゆる物及び役務の必要な取用及び徴用を行い、いかなる就業状況にあるかを問わず全ての医療従事者並びに全ての保健医療機関及び医療福祉機関に対し役務の提供を要請することができる。取用等に対する補償は、国防法典に基づいて行う。

L 第 3131-9 条〔首相による取用等〕〔2019 年 7 月 24 日最終改正〕

L 第 3131-8 条により県の国家代表に付与される権限は、同様の条件の下、保護区域の知事及び首相が、衛生状況の性質及び患者又は健康被害者の過剰増加によって正当化されうる場合に、行使することができる。L 第 3131-8 条に定める取用等は保護区域の知事アレテ又は首相デクレで言い渡すことができる。

L 第 3131-9-1 〔個人データの収集〕〔2019 年 7 月 24 日最終改正〕

- ① 例外的な衛生状況又は集団の事故を含む甚大な健康被害者を生じる性質を有するあらゆる事象等が発生した時には、健康被害者の医療費の保障のために厳に必要な情報をはじめ、その者の個人識別情報及び経過追跡情報は、健康被害者の統合情報識別システムにおいて収集する。
- ② 健康被害者に対し医療を提供し又は受け取る救急救助及び緊急精神医療部局等の医療機関並びに緊急医療機関は、事態の管理と健康被害者の経過追跡を目的として、第 1 項に掲げる情報処理システムに健康被害者に関する個人情報を登録し、地方保健当局及び担当大臣の指名する職員にかかる情報を提供する。
- ③ 情報処理及び自由に関する国家委員会の意見を聴いた後、國務院の議を経たデクレは、私生活の自由を保障する諸規範を尊重するために、収集する情報の性質を定め、その提供の態様を明確にする。

L 第 3131-10 条〔医療従事者に対する補償〕〔2020 年 3 月 23 日最終改正〕

L 第 3131-1 条の枠組みにおいて保健担当大臣が決定する例外的職務条件の下、重大な衛生上の災禍、緊急状況又は脅威に晒された患者又は人々のために職務を行使することを要請された、ボランティアを含む医療従事者は、L 第 3133-6 条の規定の適用を享受する。

L 第 3131-10-1 条〔医療提供体制の調整〕〔2019 年 7 月 24 日創設〕

I

例外的衛生状況が生じ、地方圏の一又は複数の医療提供組織の医療提供能力を超過させる影響をもたらす場合には、該当する地方圏保健局長は、地域圏の有志の医療従事者に対し、当該医療提供組織に協力するよう求めることができる。

II

- ① I の状況の影響が地域圏の医療提供能力を超過する場合には、該当する地域圏保健局長又は保健担当大臣は、他の地域圏の保健局長に対し、補完的な衛生資源の提供を求めることができる。
- ② 要請をうけた地域圏保健局長は、該当する地域圏の医療提供組織に支援を行う有志の医療従事者を指定する。
- ③ 例外的衛生状況の影響を受ける地域圏保健局長は、当該地域圏において、需要に応じて有志の医療従事者を割り当てる。

III

I 及び II の枠組みにおいて職務を行使する医療従事者は、L 第 3133-6 条の規定の適用を享受する。

IV

本条 I、II 及び III は、軍事医療部門の従事者には適用しない。

L 第 3131-11 条〔国務院の議を経たデクレで定める事項〕〔2019 年 7 月 24 日最終改正〕

相反する規定がない限り、次に掲げる事項を含む本章の適用態様は、国務院の議を経たデクレで定める。

- a) 例外的衛生状況における保健医療制度の対応の体系は、ORSAN と呼

称すること、並びにその内容、作成及び発動の態様

- b) 医療提供体制の混乱を招く例外的な衛生状況において、とりわけ社会福祉及び家族法典 L 第 311-8 条最終項に定める医療機関及び医療福祉機関が、例外的衛生状況において講ずべき措置に関する詳細計画の内容及び作成手続
- c) 例外的衛生状況において、諮問及び特定医療の提供の任にあたる準拠保健医療機関の役割及び指定方法
- d) L 第 3131-10-1 条の適用により医療従事者が職務を行うことを求められる態様
- e) 医療従事者の地域的動員に関する計画の内容及び作成手続

第 1 章の 2 衛生緊急事態

L 第 3131-12 条〔衛生緊急事態の宣言〕〔2020 年 3 月 23 日創設〕

衛生緊急事態は、衛生上の災禍が生じたときであって、かつ、その性質及び重大性により公衆の健康が危険に晒されるときには、本土並びに憲法第 73 条及び第 74 条に定める公共団体及びニューカレドニアの領土の全部又は一部につき、宣言することができる。

L 第 3131-13 条〔衛生緊急事態宣言の手続〕〔2020 年 3 月 23 日創設〕

- ① 衛生緊急事態は、保健担当大臣の提案に基づき、閣議を経たデクレで宣言する。当該理由付きデクレは、宣言が効力を有し、適用を受ける領土内の一又は複数の地域的領域を定める。かかる決定を理由付けた衛生状況に関する入手可能な科学的データは、公開されるものとする。
- ② 国民議会及び元老院は、衛生緊急事態の名目で内閣によって講じられた措置について、遅滞なく報告を受ける。国民議会及び元老院は、かかる措置に関する統制及び評価のためにあらゆる補足情報を求めることができる。
- ③ 衛生緊急事態の 1 ヶ月を超える延長は、L 第 3131-19 条で定める科学委員会の意見を聴いた後に、法律によってのみ承認することができる。

L 第 3131-14 条〔衛生緊急事態宣言の延長〕〔2020 年 5 月 11 日最終改正〕

- ① 衛生緊急事態の 1 ヶ月を超える延長を承認する法律は、その有効期間を定める。
- ② 衛生緊急事態は、これを延長する法律により定められる期間満了前に、L 第 3131-19 条に規定する科学委員会の意見を聴いた後に、閣議を経たデクレによって終了することができる。
- ③ 本章の適用により講じる措置は、衛生緊急事態の終了と同時に効力を失う。

L 第 3131-15 条〔首相がとりうる措置〕〔2021 年 8 月 5 日最終改正〕

I

衛生緊急事態が宣言された地域的領域において、首相は、保健担当大臣の提案に基づいて定められる一般規制デクレにより、公衆保健の保持を唯一の目的として、以下の事項を行うことができる。

- 一 人及び車両の移動を規制又は禁止すること、並びに、輸送手段の利用及び利用条件を規制すること
- 二 家族生活に厳に必要不可欠な移動又は健康のための移動の留保の下で、人に対し居宅から外出することを禁止すること
- 三 健康被害を受ける可能性のある者に対し、2005 年国際保健規則第 1 条の定めに基づく検疫実施を目的とする措置を命じること
- 四 健康被害を受けた者に対し、同第 1 条の定めに基づき、居宅又はその他のあらゆる適切な宿泊所における隔離開始及び隔離継続の措置を命じること
- 五 生活必需の物又は役務への人のアクセスを確保した上で、一又は複数の範疇の公共施設及び集会所へのアクセス又は入所の要件を含めて、一時的閉鎖を命じること、及び、開所を規制すること
- 六 居住用建物への入所又はアクセスの要件に関するあらゆる規制を除いて、公道又は公共の場所における集合及びあらゆる性質の集会を制限し又は禁止すること
- 七 衛生上の災禍の対策に必要なあらゆる人員並びに物及び役務の徴用を命じること。かかる徴用に対する補償は、国防法典の規定により定める。

八（削除）

九 必要のある限りにおいて、衛生上の災禍の抜本的解消のために適切な医薬品を患者が利用することを可能にするためのあらゆる措置をとること

十 必要のある限りにおいて、デクレにより、本法典 L 第 3131-12 条で定める衛生上の災禍を終わらせることを唯一の目的として、企業活動の自由を制限するその他のあらゆる一般規制的措置を講じること

II

- ① 本条 I 第 3 号で定める健康被害を受ける可能性のある者に対する検疫実施を目的とする措置は、先立つ月に感染症が発生している区域に滞在した者であって、本土に入り、コルシカ又は憲法第 72-3 条で定める公共団体の 1 つに到着する者しか対象とすることができない。感染症が発生している区域のリストは、保健担当大臣アレテにより定められる。当該リストは、衛生緊急事態のすべての期間中において定期的公共情報の対象となる。本条 I 第 4 号に規定する健康被害を受けた者に対する隔離実施及び隔離継続を目的とする措置は、ウイルス学的追跡検査又は感染を結論付けるあらゆる医学的検査の対象となった者にしか適用することができない。
- ② 本条 II 第 1 項で定める措置の実施を確保することを唯一の目的として、鉄道、海運及び航空の輸送業者は、国内安全法典 L 第 232-4 条で定める要件の下で、実際にその要請を行う県の国家代表に対し、同第 1 項で定める移動に関連する乗客についての情報を通知する。
- ③ 検疫実施並びに隔離開始及び隔離継続を目的とする措置は、その対象者の選択によって、対象者の自宅又は他の 1 つの宿泊場所において行うことができる。県の国家代表は、当事者により確保された場所が、かかる措置の実効性を確保し及びその適用の統制を可能にすることを目的とする要請に適合しないことが明らかであるとき、当事者により確保された場所の選択に反対することができる。この場合、県の国家代表は、かかる措置を行う場所を決定する。
- ④ かかる措置の最初の期間は、14 日間を超えることはできない。かかる

措置は、L 第 3131-17 条 III で定める要件の下で、最大 1 ヶ月を限度として更新することができる。検疫実施並びに隔離開始及び隔離継続を目的とする措置は、当事者の健康状態に鑑み許容される場合、当該期間の前に終了する。

- ⑤ 検疫実施並びに隔離開始及び隔離継続を目的とする措置の枠組みにおいて、対象者に対し以下の義務を課することができる。

一 行政当局により対象者に対して特別に許可された移動の留保の下で、行政当局が当該措置を行う場所となる自宅又は宿泊場所から外出しないこと。対象者の完全な隔離が命じられる場合には、生活必需の物又は役務へのアクセス並びに外部との自由な通信を確保する電話及び電磁的通信の手段へのアクセスを保障する。

二 特定の場所又は特定の範疇の場所に通わないこと

- ⑥ 民法典第 515-9 条で定める暴力の被害者たる者及び子どもは、当該暴力の行為者と同じ居住用建物又は宿泊場所における検疫実施並びに隔離開始及び隔離継続の措置をとられることができず、又は、暴力の申立てがあった場合も含め、当該暴力の行為者が検疫実施並びに隔離開始及び隔離継続を目的とする措置をとられる場合、同居することを求められることはできない。同居建物から当該暴力の行為者の排除を行うことができないとき、又は、申立てのあった暴力行為を裁定する司法的決定及び場合によっては暴力行為者の排除を指定する司法的決定を待つ間は、適切な宿泊場所への転居が確保される。検疫実施並びに隔離開始及び隔離継続の決定が一又は複数の者を危険に晒しうるとき、知事は、遅延なく検事正に報告する。

- ⑦ 本条 II の適用要件は、L 第 3131-19 条で定める科学委員会の意見を聴いた後、ウイルスの性質及び拡大態様に応じて、本条 I 第 1 項で定めるデクレにより定める。当該デクレは、同様に、かかる措置の対象者に関する定期的な情報、家族生活の維持、未成年者の状況の考慮、かかる措置に伴伴する医療的経過観察及び宿泊場所の特性が確保される要件を定める。

III

本条を適用して講じられる措置は、厳に、招かれる衛生上の危険に比例

し、かつ、時間及び場所の状況に適合するものでなければならない。かかる措置は、もはや必要ないとき、遅滞なく終了する。

L 第 3131-16 条〔保健担当大臣の権限〕〔2020 年 5 月 11 日最終改正〕

- ① 衛生緊急事態が宣言された地域的区画においては、保健担当大臣は、理由付アレテによって、L 第 3131-15 条で定める措置を除いて、L 第 3131-12 条で定める衛生上の災禍を終わらせることを目的とする、医療提供の組織及び運営に関するあらゆる一般規制的措置を講じることができる。
- ② 同じ要件の下で、保健担当大臣は、L 第 3131-15 条 I 第 1 号から第 9 号の適用により、首相が講じた措置を適用するために必要なあらゆる個別措置を講じることができる。
- ③ 本条の適用により講じる措置は、厳に、必要なものであり、また、発生した危険に対し比例的であり、かつ、時機及び場所の状況に適するものでなければならない。当該措置は、もはや必要ないときは、遅滞なく終了する。

L 第 3131-17 条〔権限の委任〕〔2021 年 8 月 5 日最終改正〕

I

- ① 首相又は保健担当大臣は、L 第 3131-15 条及び L 第 3131-16 条で定める措置を講じるときは、地域上所管する国家代表に対し、これらの規定を適用するためのあらゆる一般的又は個別的措置をとる権限を授権することができる。
- ② L 第 3131-15 条 I 第 1 号、第 2 号及び第 5 号から第 9 号及び L 第 3131-16 条で定める措置は、県境をまたがない地理的領域に適用しなければならないとき、同 L 第 3131-15 条及び L 第 3131-16 条で定める機関は、県の国家代表に権限を授権し、かかる措置を決定させることができる。当該決定は、地域圏保健局長の意見を聴いた後に国家代表により行われる。

II

- ① 検疫実施を目的とする個別的措置並びに隔離開始及び隔離継続の措置は、地域圏保健局長の提案に基づき、県の国家代表の理由付き個別的決定によって命じられる。当該決定は、訴訟手続及び期限並びに勾留決定裁判

官への申立て態様を定める。

- ② 隔離開始及び隔離継続は、対象者の感染の医学的診断がなければ行うことができない。隔離開始及び隔離継続は、医学的診断書に鑑み、県の国家代表により命じられる。
- ③ 本条Ⅱ第1項で定める措置は、いつでも、当該措置の対象者が措置の解除を目的として検疫又は隔離の場所を管轄する勾留決定裁判官の審査を求める申立ての対象となる。勾留決定裁判官は、同様に、地域上所管する検事正により付託されることができ、又は、いつでも職権で自身により付託することができる。勾留決定裁判官は、72時間以内に、即時に執行力を有する理由付きオールドナンスにより裁定する。
- ④ 本条第1項で定める措置は、当該延長の必要性を正当化する医学的意見を聴いた後でなければ、14日を超えて延長することはできない。
- ⑤ 検疫又は隔離を行う場所からの当事者の外出を禁止する措置は、県の国家代表による事前の申立てに応じて、勾留決定裁判官が当該延長を許可しないときは、14日を超えて行うことはできない。
- ⑥ 国務院の議を経たデクレは、本条Ⅱの適用要件を定める。当該デクレは、本条Ⅱ第2項で定める医学的診断書の知事への送付の態様を定める。当該デクレは、同様に、かかる措置の対象となる者の定期的な情報の要件を定める。

III

本条の適用による県の国家代表により命じられる一般的及び個別的措置は、厳に、必要なものであり、また、発生した危険に対し比例的であり、かつ、時機及び場所の状況に適するものでなければならない。個別的措置は、地域上所管する県知事に遅滞なく報告しなければならない。

IV

L第3131-15条Ⅰ第3号及び第4号で定める措置の遵守の統制は、この目的のためにL第3136-1条により授権される公務員により確保される。このために、授権された公務員は、当事者が不在であることを認められている時間帯及び23時から8時までの間を除いて、いつでも当事者の存在

を確認するため当事者の宿泊場所に行くことができる。

L 第 3131-18 条〔行政裁判所による統制〕〔2020 年 5 月 11 日最終改正〕

L 第 3131-17 条 II 第 1 項で定める措置を除いて、本章の適用により講じる措置は、行政裁判官の前で、行政裁判法典 L 第 521-1 条及び L 第 521-2 条で定める手続に従い、提訴、審理及び判決の対象となる。

L 第 3131-19 条〔科学委員会〕〔2021 年 2 月 15 日最終改正〕

- ① 衛生緊急事態が宣言された場合には、遅滞なく科学委員会を招集する。科学委員長は、大統領デクレにより任命する。科学委員会は、国民議会議長及び元老院議長によりそれぞれ任命される 2 名の有識者並びにデクレにより任命される複数の有識者から構成される。科学委員会は、衛生上の災禍の状態及びそれに関する科学的知見並びに L 第 3131-15 条から L 第 3131-17 条から生じる措置を含めた講じるべき適切な措置、並びに、その適用期間について、定期的に意見を発表する。科学委員会による採択の後、科学委員会の意見は、科学委員長により、首相、国民議会議長並びに元老院議長に通知される。科学委員会の意見は遅滞なく公表される。科学委員会は、衛生緊急事態の終了とともに解散する。
- ② 科学委員会は、本条第 1 項第 4 文で定める主題に関するあらゆる問題について、両議院の委員会により諮問されうる。

L 第 3131-20 条〔補償規定等の準用〕〔2020 年 3 月 23 日創設〕

- ① L 第 3131-3 条及び L 第 3131-4 条の諸規定は、L 第 3131-15 条から L 第 3131-17 条までの適用によって講じる措置に起因して生じる損害について適用する。
- ② L 第 3131-9-1 条、L 第 3131-10 条及び L 第 3131-10-1 条は、衛生緊急事態が宣言された場合において適用する。

第 2 章 保健衛生備蓄の構築及び体系

L 第 3132-1 条〔保健衛生備蓄の構築〕〔2018 年 1 月 17 日最終改正〕

I

国内における保健衛生上の重大な災禍、危機又は脅威のある状況に対応

するため、通常の医療資源で対応することのできる程度を超える事態が発生した場合には、国家機関、第 1 巻第 4 部第 1 編に示す機関、地方公共団体、地方保健局、保健医療機関、並びにその他の保健衛生上の安全のために協力する国内又は国際的な人員及び組織の任務として使用する医療資源を補完するために、保健衛生物資等の備蓄を構築する。保健衛生物資等の備蓄はまた、保健センター及び保健施設、保険医療従事者並びに高齢者入居施設又は障害者施設に対し、例外的保健衛生状況の発生によって医療介護の提供を補完する必要が生じ、これらの施設又は医療従事者が自ら必要を満たすことができないときに、その通常の医療資源を補完する。

II

保健衛生物資等の備蓄における役務の提供に関する契約は、予備医療従事者と国家公衆衛生局との間で締結する。本契約は、雇用者の承諾に服さない。

III

軍隊の医療部局職員は、国防大臣及び保健担当大臣の承諾を得た後に本条 I で定める行為に寄与することができる。同じ条件の下、予備医療従事者は、本条 I で定める任務と両立である以上軍隊の保健衛生支援に寄与ことができ、戦闘地域又は紛争地域の外で任務を遂行することができる。これらの契約は、軍隊の保健衛生部局と国家公衆衛生局との間で締結する。

L 第 3132-2 条〔予備医療従事者の予防接種〕〔2007 年 3 月 5 日創設〕

予備医療従事者は、L 第 3111-4 条に規定する免疫獲得に関する要件を満たさなければならない。

L 第 3132-3 条〔予備医療従事者の要件〕〔2016 年 1 月 16 日最終改正〕

他の法規定に相反しない限りにおいて、とりわけ次に掲げる事項に関し、本章の適用要件はデクレで定める。

- 一 L 第 3132-1 条で定める保健衛生物資等の備蓄の任につくことのできる者の区分
- 二 引退した医療従事者が職務を停止した日から予備医療従事者としての職務を開始するまでの最長の期間

三 予備医療従事者の能力の確認条件

四 必要のある限りにおいて、予備医療従事者として、とりわけ国際的任務を遂行する場合の登録及びその継続の条件として課す教育又は熟練に関する要件

五 予備医療従事者として職務を行うことに関する契約の期間と義務事項

六 予備医療従事者として職務を行う年間の最大期間

第3章 予備医療従事者に関する規定

L 第 3133-1 条〔予備医療従事者の出向に関する規定〕〔2016年4月14日最終改正〕

- ① 予備医療従事者のうち給与所得者及び公務員は、国家公務員に係る地位に関する1984年1月11日法律第84-16号、地方公務員の地位に関する1984年1月26日法律第84-53号及び国公立保健医療機関の公務員の地位に関する1986年1月9日法律第86-33号の規定の適用を受ける者を除き、動員の対象となる職務又は研修の期間を全うする間、その雇用者によって国家公衆保健局に出向を命じられるものとする。これらの者は、賃金の維持につき権利を有する。
- ② 予備医療従事者のうち公務員である者は、動員の対象となる職務又は研修の期間を全うする間、当該期間は保健衛生予備団における職務期間を全うするために、休暇をとるものとする。
- ③ 国家公衆保健局は、予備医療従事者が完遂した職務若しくは研修の期間における欠勤、又は場合に応じて、保健衛生予備団における任務に起因する事故又は疾病を理由とする欠勤については、各雇用者に補償を行う。
- ④ 学業の遂行につき報酬を受けない予備医学生及び無就業の予備医療従事者は、社会保障につき、国家公務員のうち非資格保持者に関する規定の適用を享受する。

L 第 3133-2 条〔予備医療従事者の動員に関する協定〕〔2016年4月14日最終改正〕

国家公衆保健局は、L 第 3131-1 条第 1 項に規定する予備医療従事者及

びそれぞれの雇用者と、書面で出向に関する協定を締結する。予備医療従事者が雇用契約に基づく被用者であるときには、保健衛生予備団における職務又は研修の期間毎にその契約の変更に相当する三者間協定を締結する。

L 第 3133-3 条〔予備医療従事者の雇用者の義務〕〔2016 年 4 月 14 日最終改正〕

- ① 予備医療従事者は、欠勤する前にその雇用者の承諾を得なければならない。
- ② 雇用者は、物若しくは役務の生産又は公役務の継続性を達成するために本来的に必要な場合に限り、予備医療従事者の欠勤を認めないことができる。
- ③ 医療従事者に対し、本編第 2 章の適用に起因する欠勤を理由とするいかなる解雇若しくは降格又はいかなる懲戒処分も行うことはできない。

L 第 3133-4 条〔保健衛生予備団における職務等機関の性質〕〔2016 年 1 月 26 日最終改正〕

- ① 保健衛生予備団における職務及び研修の期間は、勤労継続期間、昇進、有給及び社会保障給付の受給権について、法的及び契約上の利益に係る実労働期間として考慮しなければならない。
- ② 保健衛生予備団の枠組みで全うする研修期間は、L 第 4021-1 条で定める保健衛生専門職の研鑽に属する事項である。

L 第 3133-5 条〔学生による保健衛生予備団への参加〕〔2007 年 3 月 5 日創設〕
保健衛生予備団への学生の参加は、その学業過程に不利益を及ぼすものであってはならない。

L 第 3133-6 条〔任務に起因する損害の賠償等〕〔2007 年 3 月 5 日創設〕

- ① 官吏の権利及び義務に関する 1983 年 7 月 13 日法律第 83-634 号第 11 条及び第 11 条の 2A は、動員の対象となる職務又は研修の期間にわたり、予備医療従事者等に適用する。
- ② 保健衛生予備団における職務又は研修の期間に損害を被った予備医療従事者、及び場合によってはその権利継承人は、任務と切り離すことのでき

フランスにおける衛生緊急事態条項の消滅あるいは一般化？

る個人的事由に起因する損害の場合を除いて、国の負担により、被害の包括的な賠償を受ける権利を有する。

L 第 3133-7 条〔デクレで定める事項〕〔2016 年 1 月 26 日最終改正〕

次に掲げる事項をはじめとする本章の適用条件は、デクレで定める。

- 一 L 第 3131-1 条第 3 項に示す補償の態様
- 二 自由業従事者の保健医療予備団における職務又は教育の期間に係る補償の態様
- 三 退職者の保健医療予備団における職務又は教育の期間に係る補償の態様
- 四 学業を遂行するための報酬を受けない学生及び無職予備医療従事者につき、その保健医療予備団における職務又は教育の期間に係る補償の態様
- 五 (削除)
- 六 (削除)
- 七 (削除)
- 八 L 第 3133-3 条第 2 項に示す予備医療従事者の欠勤に対し、雇用者が反対を行う態様

第 4 章 備蓄の使用に関する規定

L 第 3134-1 条〔使用手続〕〔2019 年 7 月 24 日最終改正〕

I

保健衛生物資及び人員等の備蓄は、保健担当大臣のアレテによって動員をかける。アレテは、予備医療従事者の動員の期間及び地域的、全国的又は国際的な任務を遂行する予備医療従事者の配属先の機関を規定する。

II

本法典の L 第 1435-1 条及び L 第 1435-2 条の適用を妨げることなく、例外的保健衛生状況において、ある地域又は保護区域において医療の提供を強化する必要があるときには、それぞれにつき、地方保健局長又は保護区域の地方保健局長は、理由付決定によって、予備医療従事者を動員するこ

とができる。

L 第 3134-2 条 (削除)

L 第 3134-2-1 条 (削除)

L 第 3134-3 条〔**デクレで定める事項**〕〔2016 年 1 月 26 日最終改正〕

本章の適用条件は、とりわけ予備医療従事者の配属条件及びその動員に係る財政上の対応について、デクレで定める。

第 5 章 特定リスクへの対策

L 第 3135-1 条〔**医薬品の分配**〕〔2022 年 4 月 20 日最終改正〕

I

L 第 5121-8 条の規定に服さず、L 第 5124-8 条 II 及び III 並びに L 第 5124-8-2 条で定める医薬品は、本条 II で定めるアレテに規定するリストに登載される場合、軍医療部隊の保健衛生物資補給施設により、薬局、省庁の医師又はその使用を予測して公役務の任務を負う公的若しくは民間組織の医師に分配することができる。

- 一 原子力、放射能、生物学若しくは化学上の事故又は攻撃のリスクが生じた場合をはじめ、国家の防衛又は安全への脅威が生じた場合
- 二 核兵器、放射能兵器、生物兵器又は化学兵器に、公衆若しくは人が冒される事態又は晒される事態が生じた場合

II

国家医薬品医療機器安全局の意見を聴いた後に、国防大臣及び保健担当大臣の共同アレテは、以下の事項を定める。

- 一 対象となる医薬品のリスト及び当該医薬品をリストに示す理由
- 二 各医薬品の分配先となりうる省及び部局
- 三 対象となる医薬品の処方、調剤、投与又は使用の要件
- 四 医薬品の再支給の要件
- 五 保健担当大臣が、医薬品の分配、投与及び使用に関する要件の設定に関与し、並びにこれらの実施に関する報告を受ける態様

III

本条 I 及び II は、L 第 5211-3 条 III で定める適合性の承認に服さない医療機器及びその附属物に適用することができる。

L 第 3135-2 条〔医療従事者等の責任の免除〕〔2022 年 4 月 20 日最終改正〕

- ① L 第 1142-1 条の諸規定にかかわらず、医療従事者は、L 第 3135-1 条で定める要件の下で行う医薬品の処方若しくは投与又は医療機器若しくはその附属物の使用に起因する損害の責任を負わない。
- ② 医薬品又は医療機器若しくはその附属物の製造事業者及び軍医療部隊の保健衛生物資補給施設は、L 第 3135-1 条で定める要件の下で行う医薬品又は医療機器若しくはその附属物の使用に起因する損害の責任を負わない。他の欧州連合加盟国及び欧州経済領域に関する協定の加盟国における医薬品の販売許可資格を有する者についても同様とする。本項の規定は、本項の定める者につき、医薬品又は医療機器若しくはその附属物の製造又は販売に関する一般法上の要件の下での責任を免除するものではない。

L 第 3135-3 条〔医療事故等の補償〕〔2018 年 1 月 17 日最終改正〕

I

- ① 一般法に従って行われる行為に相反することなく、L 第 3135-1 条の規定の枠組みで行われる予防行為、診断行為又は治療行為に起因する医療事故、医原性疾患及び院内感染の包括的賠償は、L 第 1142-22 条に示す全国医療事故医原性疾患院内感染補償公社が確保する。
- ② 公社が健康被害者又はその死亡の場合には権利継承人に宛てる補償提示は、症状が固定しているかどうかにかかわらず、各健康被害事由の評価を示し、交通事故被害者の状況の改善と補償手続の加速のための 1985 年 7 月 5 日法律第 85-677 号第 29 条に列挙する給付及び、より一般的に、同一の健康被害事由についてほかの債務者から受け取り又は受け取る予定の価額に相当する価額を差し引いた上で、被害者又は権利継承者に帰属すべき補償額を示す。
- ③ 健康被害者が公社の補償提示を受諾したことをもって、民法典第 2044 条の定める和解が成立したものとみなす。
- ④ 公社は、負担した補償額が競合関係にある場合には、必要に応じて、健

康被害の帰責者又は場合によってはその保険者に対して、被害者が有する権利を代位する。

II

本条の適用要件は、国務院の議を経たデクレで定める。

L 第 3135-4 条〔保健衛生備蓄の非薬剤師による分配等〕〔2019 年 7 月 24 日最終改正〕

- ① L 第 4211-1 条第 4 号に当たる場合を除き、国に備蓄する医薬品及び医療機器であって保健担当大臣がアレテで定めるリストに示す物は、その引渡し又は配分を必要とする重大な保健衛生上の脅威を構成する原子力事故又はテロ行為が発生した場合、薬剤師が不在であっても、県の国家代表の責任の下、他の医療従事者又はそれが不可能な場合には国内安全法典 L 第 721-2 条で定める者若しくはデクレで定める要件の下で指名された国若しくはは地方公共団体の職員によって、引渡し又は配分することができる。
- ② 本法典 L 第 4211-1 条及び L 第 5126-1 条に当たる場合を除き、これらの医薬品及び医療機器は、本条第 1 項で定める緊急の場合の引渡し及び配分に備える目的で、デクレに定める態様に従い、薬局又は院内薬局ではない場所に備蓄することができる。

第 6 章 刑罰規定

L 第 3136-1 条〔本編の諸規定への違反に対する罰則規定〕〔2021 年 8 月 5 日最終改正〕

- ① L 第 3131-8 条及び L 第 3131-9 条で定める要請機関の講じる措置を遵守しない場合、6 ヶ月の拘禁刑及び罰金 10,000 ユーロが科せられる。
- ② L 第 3131-15 条から L 第 3131-17 条までで定める徴用を遵守しない場合、6 ヶ月の拘禁刑及び罰金 10,000 ユーロが科せられる。
- ③ L 第 3131-1 条及び L 第 3131-15 から L 第 3131-17 条までの適用により命じられるその他の禁止又は義務の違反は、L 第 3131-15 条 I 第 5 号を根拠に命じられる措置に違反してあらゆる者が公共施設において行った事実を含めて、違警罪第 4 級で定める罰金が科せられ、また、L 第 3131-15 条 I

第5号を根拠に命じられる措置について公共施設の管理者による違反に関して、及び、L第3131-15条I第3号及び第4号又はL第3131-1条I第1号及び第2号を根拠に命じられる検疫実施の措置並びに隔離開始及び隔離継続の措置に関して、違警罪第5級で定める罰金が科せられる。本違警罪は、刑事手続法典第529条で定める一括罰金手続の対象とすることができる。本項の違反が15日以内に新たに認められた場合、違警罪第5級で定める罰金が科せられる。

- ④ 本条第3項で定める違反が30日の期間に3度を超えて調書に記載された場合、6ヶ月の拘禁刑及び罰金3,750ユーロ、並びに、刑法典第131-8条で定める態様及び第131-22条から第131-24条までで定める要件に従い補充刑として公益奉仕労働が科せられ、また、当該違反が車両を用いて行われたときは、補充刑として最大3年間の免許停止処分が科せられる。
- ⑤ 刑事手続法典第20条並びに第21条第1号、第1号の2及び第1号の3で定める公務員並びに税関公務員は、本条第3項で定める違警罪が自身による調査行為を要しないとき、当該違警罪につき調書をとることができる。
- ⑥ 国内安全法典第L第511-1条、L第521-1条、L第531-1条及びL第532-1条で定める公務員は、本条第3項で定める違警罪がそれぞれ市町村の領域、自身が宣誓した領域又はパリ市領域において行われ、かつ、自身による調査行為を要しないとき、当該違警罪につき調書をとることができる。
- ⑦ 交通法典L第2241-1条第4項及び第5項で定める公務員は、同様に、鉄道又は線路による交通機関及び道路による公共交通機関の使用に関し、本法典L第3131-15条I第1号の適用により命じられる禁止又は義務の違反に関する本条第3項で定める違警罪につき、当該違警罪がかかる交通機関の車内又は用地内でなされたとき、調書をとることができる。この場合、交通法典L第2241-2条、L第2241-6条及びL第2241-7条を適用する。
- ⑧ 商法典L第450-1条IIで定める公務員は、商法典第4巻で定める要件の下で、本法典L第3131-15条I第5号及び第10号の適用によって講じる措置に対する違警罪を調査し摘発する権限を授けられる。

- ⑨ 交通法典 L 第 5222-1 条第 11 号で定める者は、同様に、海運に関し、本法典 L 第 3131-15 条 I 第 1 号の適用により命じられる禁止又は義務の違反に関する本条第 3 での定める違警罪につき、当該違警罪が船舶上の乗客によってなされたとき、調書をとることができる。
- ⑩ 刑罰の適用は、行政機関による本法典 L 第 3131-1 条及び L 第 3131-15 条から L 第 3131-17 条までを適用して命じられる措置の執行を妨げるものではない。

L 第 3136-2 条〔故意犯の規定の適用〕〔2020 年 5 月 11 日創設〕

刑法典第 121-3 条は、衛生緊急事態の基礎となる危機状況において行為者が用いることができた権限、権力及び手段、並びに、特に地方行政機関又は雇用者としての行為者の職務上の任務又は地位の性質に鑑み、適用することができる。

3. 公衆衛生法典 (抄)

(2022 年 7 月 30 日改正後)^{11) 12)}

法律の部

第 3 卷 疫病及び依存症対策

第 1 部 感染症対策

第 3 編 重大な衛生上の脅威及び危機

第 1 章 衛生上の脅威

L 第 3131-1 条〔衛生上の危機における保健担当大臣の権限〕〔2022 年 7 月 30 日最終改正〕

I

〔①〕 緊急措置を要する重大な衛生上の脅威が発生した場合、特に、感染症

11) 前掲注 (8) 及び (10) で見たように、ここでは、2022 年 7 月 29 日オールドナンスによる改正内容を反映させている。

12) 2022 年 7 月 30 日法律及び 2022 年 7 月 29 日オールドナンスにより改正された箇所には、訳者が下線を付している。

フランスにおける衛生緊急事態条項の消滅あるいは一般化？

蔓延の脅威が発生した場合、保健担当大臣は、理由付アレテにより、公衆保健上の利益において、かつ、公衆の健康に生じ得る危機による影響の発生を防止し限定する目的でのみ、以下の措置を講じることができる。

一 保健システムの組織及び運営に関するあらゆる一般規制的又は個別的措置

二 L 第 3131-12 条及び L 第 3131-13 条のそれぞれの I で定める要件の下で、検疫実施、隔離開始及び隔離継続の措置

〔②（削る）〕

II

① 保健担当大臣は、地域上所管する国家代表に対し、個別的措置を含む本条の諸規定を適用するあらゆる措置を講ずる諸権限を授権することができる。

② 県の国家代表及びその権限の下に配置される者は、第三者に対し、収集する情報の機密性を守らなければならない。

③ 国家代表は、保健担当大臣に対し、本条の適用により講じた行為及びそれにより得られた結果を報告しなければならない。

III

本条の適用により講じられる措置は、厳密に、発生した衛生リスクに比例的であり、かつ、時機及び場所の状況に適したものでなければならない。かかる措置は、もはや必要ないときは、遅滞なく終了する。個別的措置は、地域上所管する検事正に遅滞なく報告しなければならない。

L 第 3131-2 条〔公衆保健高等評議会による定期審査〕〔2011 年 8 月 10 日最終改正〕

L 第 3131-1 条の適用により講じる措置の正当性は、公衆保健高等評議会の定期審査の対象である。これらの措置は、必要でなくなった場合には、遅滞なく終了する。

L 第 3131-3 条〔医療従事者の免責〕〔2007 年 3 月 5 日創設〕

① L 第 1142-1 条の規定にかかわらず、医療従事者は、重大な衛生上の脅威が存在することにより医療処置が必要であり、L 第 3131-1 条の規定の適

用により保健担当大臣によって医薬品の処方又は投与が推奨又は要請されているときには、臨床上の適応から外れ、若しくは販売許可若しくは一時的使用許可において予定された通常の使用条件に該当しない医薬品又はこれらのいかなる許可も受けていない医薬品を処方若しくは投与したことによって生じた損害の責任を負わない。

- ② 製薬事業者は、医薬品を臨床上の適応から外れ、若しくは販売許可若しくは一時的使用許可により認められた通常の使用条件に該当しない医薬品、又はこれらのいかなる許可も受けていない医薬品を使用した場合であっても、L 第 3131-1 条の規定を適用して保健担当大臣が当該医薬品の処方又は投与を推奨又は要請しているときには、かかる使用によって生じた損害の責任を負わない。対象となる医薬品の販売許可、一時的使用許可又は輸入許可を受けた者についても同様である。本項の規定は、医薬品の製造又は販売に関する一般法上の条件の下で負うべき責任を免除するものではない。

L 第 3131-4 条〔健康被害の補償〕〔2007 年 3 月 5 日創設〕

- ① 一般法に基づいて行われた行為を例外とすることなく、L 第 3131-1 条又は L 第 3134-1 条に基づいて講じられた措置を適用するために行われた予防、検査又は治療行為に起因する医療事故、医原性疾患及び院内感染の包括的賠償は、L 第 1142-22 条に定める国立医療事故医原性疾患院内感染補償公社が確保する。
- ② 公社が健康被害者又はその死亡の場合には権利継承人に宛てる補償提示は、症状が固定しているかどうかにかかわらず、各健康被害事由の評価を示し、交通事故被害者の状況の改善と補償手続の加速のための 1985 年 7 月 5 日法律第 85-677 号第 29 条に列挙する給付及び同一の健康被害事由についてほかの債務者から受け取り又は受け取る予定の価額に相当する価額を差し引いた上で、被害者又は権利継承者に帰属すべき補償額を示す。
- ③ 健康被害者が公社の補償提示を受諾したことをもって、民法典第 2044 条の定める和解が成立したものとみなす。
- ④ 公社は、負担した補償額が競合関係にある場合には、必要に応じて、健

康被害の帰責者又は場合によってはその保険者に対して、被害者が有する権利を代位する。

- ⑤ 本条の適用条件は、国務院の議を経たデクレで定める。

L 第 3131-5 条〔財政的補償〕〔2011 年 8 月 10 日最終改正〕

重大な衛生上の脅威に際し公衆の健康を保持するために必要な行為、とりわけ L 第 3131-1 条に規定する行為並びに他の法律及び命令の規定に定めのある行為を除いてこれらの行為により生じる財政的補償は、基金により支弁する。

L 第 3131-6 条（削除）

L 第 3131-7 条〔保健医療機関の緊急計画〕〔2019 年 7 月 24 日最終改正〕

- ① 各保健医療機関は、例外的な衛生状況が生じた場合等、医療提供体制の混乱を招く事態が発生した場合に講じるべき措置に関する詳細な計画を備えるものとする。本計画は、事態の性質及び規模に適した対応手段を結集し、患者に対し最良の医療の提供を確保することができるものである。
- ② 本条の規定は、軍事病院に適用する。

L 第 3131-8 条〔物及び役務の収用及び徴用等〕〔2020 年 3 月 20 日最終改正〕

患者又は健康被害者が過剰に増加し、又は衛生状況が正当化する場合には、地方保健局長の提案に基づき、県の国家代表は、あらゆる物及び役務の必要な収用及び徴用を行い、いかなる就業状況にあるかを問わず全ての医療従事者並びに全ての保健医療機関及び医療福祉機関に対し役務の提供を要請することができる。収用等に対する補償は、国防法典に基づいて行う。

L 第 3131-9 条〔首相による収用等〕〔2019 年 7 月 24 日最終改正〕

L 第 3131-8 条により県の国家代表に付与される権限は、同様の条件の下、保護区域の知事及び首相が、衛生状況の性質及び患者又は健康被害者の過剰増加によって正当化されうる場合に、行使することができる。L 第 3131-8 条に定める収用等は保護区域の知事アレテ又は首相デクレで言い渡すことができる。

L 第 3131-9-1 〔個人データの収集〕〔2019 年 7 月 24 日最終改正〕

- ① 例外的な衛生状況又は集団的事故を含む甚大な健康被害者を生じる性質を有するあらゆる事象等が発生した時には、健康被害者の医療費の保障のために厳に必要な情報をはじめ、その者の個人識別情報及び経過追跡情報は、健康被害者の統合情報識別システムにおいて収集する。
- ② 健康被害者に対し医療を提供し又は受け付ける救急救助及び緊急精神医療部局等の医療機関並びに緊急医療機関は、事態の管理と健康被害者の経過追跡を目的として、第1項に掲げる情報処理システムに健康被害者に関する個人情報を登録し、地方保健当局及び担当大臣の指名する職員にかかる情報を提供する。
- ③ 情報処理及び自由に関する国家委員会の意見を聴いた後、内閣の議を経たデクレは、私生活の自由を保障する諸規範を尊重するために、収集する情報の性質を定め、その提供の態様を明確にする。

L 第 3131-10 条〔医療従事者に対する補償〕〔2020 年 3 月 23 日最終改正〕

L 第 3131-1 条の枠組みにおいて保健担当大臣が決定する例外的職務条件の下、重大な衛生上の災禍、緊急状況又は脅威に晒された患者又は人々のために職務を行使することを要請された、ボランティアを含む医療従事者は、L 第 3133-6 条の規定の適用を享受する。

L 第 3131-10-1 条〔医療提供体制の調整〕〔2019 年 7 月 24 日創設〕

I

例外的衛生状況が生じ、地方圏の一又は複数の医療提供組織の医療提供能力を超過させる影響をもたらす場合には、該当する地方圏保健局長は、地域圏の有志の医療従事者に対し、当該医療提供組織に協力するよう求めることができる。

II

- ① I の状況の影響が地域圏の医療提供能力を超過する場合には、該当する地域圏保健局長又は保健担当大臣は、他の地域圏の保健局長に対し、補完的な衛生資源の提供を求めることができる。
- ② 要請をうけた地域圏保健局長は、該当する地域圏の医療提供組織に支援を行う有志の医療従事者を指定する。

フランスにおける衛生緊急事態条項の消滅あるいは一般化？

- ③ 例外的衛生状況の影響を受ける地域圏保健局長は、当該地域圏において、需要に応じて有志の医療従事者を割り当てる。

III

I 及び II の枠組みにおいて職務を行使する医療従事者は、L 第 3133-6 条の規定の適用を享受する。

IV

本条 I、II 及び III は、軍事医療部門の従事者には適用しない。

L 第 3131-11 条〔国務院の議を経たデクレで定める事項〕〔2019 年 7 月 24 日最終改正〕

相反する規定がない限り、次に掲げる事項を含む本章の適用態様は、国務院の議を経たデクレで定める。

- a) 例外的衛生状況における保健医療制度の対応の体系は、ORSAN と呼称すること、並びにその内容、作成及び発動の態様
- b) 医療提供体制の混乱を招く例外的な衛生状況において、とりわけ社会福祉及び家族法典 L 第 311-8 条最終項に定める医療機関及び医療福祉機関が、例外的衛生状況において講ずべき措置に関する詳細計画の内容及び作成手続
- c) 例外的衛生状況において、諮問及び特定医療の提供の任にあたる準拠保健医療機関の役割及び指定方法
- d) L 第 3131-10-1 条の適用により医療従事者が職務を行うことを求められる態様
- e) 医療従事者の地域的動員に関する計画の内容及び作成手続

第 1 章の 2 検疫実施、隔離開始及び隔離継続の措置

L 第 3131-12 条〔検疫実施、隔離開始及び隔離継続〕〔2022 年 7 月 30 日最終改正〕〔旧 L 第 3131-15 条 II・III の繰上げ〕

I

- ① 健康被害を受ける可能性のある者に対する検疫実施を目的とする措置は、先立つ月に感染症が発生している区域に滞在した者であって、本土に

入り、コルシカ又は憲法第 72-3 条で定める公共団体の 1 つに到着する者しか対象とすることができない。感染症が発生している区域のリストは、保健担当大臣アレテにより定められる。当該リストは、衛生危機のすべての期間中において定期的公共情報の対象となる。健康被害を受けた者に対する隔離実施及び隔離継続を目的とする措置は、ウイルス学的追跡検査又は感染を結論付けるあらゆる医学的検査の対象となった者にしか適用することができない。

- ② 本条 I 第 1 項で定める措置の実施を確保することを唯一の目的として、鉄道、海運及び航空の輸送業者は、国内安全法典 L 第 232-4 条で定める要件の下で、実際にその要請を行う県の国家代表に対し、同第 1 項で定める移動に関連する乗客についての情報を通知する。
- ③ 検疫実施並びに隔離開始及び隔離継続を目的とする措置は、その対象者の選択によって、対象者の自宅又は他の 1 つの宿泊場所において行うことができる。県の国家代表は、当事者により確保された場所が、かかる措置の実効性を確保し及びその適用の統制を可能にすることを目的とする要請に適合しないことが明らかであるとき、当事者により確保された場所の選択に反対することができる。この場合、県の国家代表は、かかる措置を行う場所を決定する。
- ④ かかる措置の最初の期間は、14 日間を超えることはできない。かかる措置は、L 第 3131-13 条 IIで定める要件の下で、最大 1 ヶ月を限度として更新することができる。検疫実施並びに隔離開始及び隔離継続を目的とする措置は、当事者の健康状態に鑑み許容される場合、当該期間の前に終了する。
- ⑤ 検疫実施並びに隔離開始及び隔離継続を目的とする措置の枠組みにおいて、対象者に対し以下の義務を課すことができる。
 - 一 行政当局により対象者に対して特別に許可された移動の留保の下で、行政当局が当該措置を行う場所となる自宅又は宿泊場所から外出しないこと。対象者の完全な隔離が命じられる場合には、生活必需の物又は役務へのアクセス並びに外部との自由な通信を確保する電話及び電磁的通信

信の手段へのアクセスを保障する。

二 特定の場所又は特定の範疇の場所に通わないこと

- ⑥ 民法典第 515-9 条で定める暴力の被害者たる者及び子どもは、当該暴力の行為者と同じ居住用建物又は宿泊場所における検疫実施並びに隔離開始及び隔離継続の措置をとられることができず、又は、暴力の申立てがあった場合も含め、当該暴力の行為者が検疫実施並びに隔離開始及び隔離継続を目的とする措置をとられる場合、同居することを求められることはできない。同居建物から当該暴力の行為者の排除を行うことができないとき、又は、申立てのあった暴力行為を裁定する司法的決定及び場合によっては暴力行為者の排除を指定する司法的決定を待つ間は、適切な宿泊場所への転居が確保される。検疫実施並びに隔離開始及び隔離継続の決定が一又は複数の者を危険に晒しうるとき、知事は、遅延なく検事正に報告する。
- ⑦ 本条 I の適用要件は、衛生高等機関の意見を聴いた後、ウイルスの性質及び拡大態様に応じて、デクレにより定める。当該デクレは、同様に、かかる措置の対象者に関する定期的な情報、家族生活の維持、未成年者の状況の考慮、かかる措置に随伴する医療的経過観察及び宿泊場所の特性が確保される要件を定める。

II

本条を適用して講じられる措置は、厳に、招かれる衛生上の危険に比例し、かつ、時間及び場所の状況に適合するものでなければならない。かかる措置は、もはや必要ないとき、遅滞なく終了する。

L 第 3131-13 条〔検疫実施、隔離開始及び隔離継続〕 〔2022 年 7 月 30 日最終改正〕 〔旧 L 第 3131-17 条 II・III・IV の繰上げ〕

I

- ① 検疫実施を目的とする個別的措施並びに隔離開始及び隔離継続の措置は、地域圏保健局長の提案に基づき、県の国家代表の理由付き個別的决定によって命じられる。当該決定は、訴訟手続及び期限並びに勾留決定裁判官への申立て態様を定める。
- ② 隔離開始及び隔離継続は、対象者の感染の医学的診断がなければ行うこ

とができない。隔離開始及び隔離継続は、医学的診断書に鑑み、県の国家代表により命じられる。

- ③ 本条I第1項で定める措置は、いつでも、当該措置の対象者が措置の解除を目的として検疫又は隔離の場所を管轄する勾留決定裁判官の審査を求める申立ての対象となる。勾留決定裁判官は、同様に、地域上所管する検事正により付託されることができ、又は、いつでも職権で自身により付託することができる。勾留決定裁判官は、72時間以内に、即時に執行力を有する理由付きオールドナンスにより裁定する。
- ④ 本条第1項で定める措置は、当該延長の必要性を正当化する医学的意見を聴いた後でなければ、14日を超えて延長することはできない。
- ⑤ 検疫又は隔離を行う場所からの当事者の外出を禁止する措置は、県の国家代表による事前の申立てに応じて、勾留決定裁判官が当該延長を許可しないときは、14日を超えて行うことはできない。
- ⑥ 国務院の議を経たデクレは、本条Iの適用要件を定める。当該デクレは、本条I第2項で定める医学的診断書の知事への送付の態様を定める。当該デクレは、同様に、かかる措置の対象となる者の定期的な情報の要件を定める。

II

本条の適用による県の国家代表により命じられる一般的及び個別的措置は、厳に、必要なものであり、また、発生した危険に対し比例的であり、かつ、時機及び場所の状況に適するものでなければならない。個別的措置は、地域上所管する県知事に遅滞なく報告しなければならない。

III

本条の適用により命じられる措置の遵守の統制は、この目的のためにL第3136-1条により授権される公務員により確保される。このために、授権された公務員は、当事者が不在であることを認められている時間帯及び23時から8時までの間を除いて、いつでも当事者の存在を確認するため当事者の宿泊場所に行くことができる。

L 第 3131-14 条 (削除) [2022 年 7 月 30 日廃止]

L 第 3131-15 条 (削除) [2022 年 7 月 30 日廃止]

L 第 3131-16 条 (削除) [2022 年 7 月 30 日廃止]

L 第 3131-17 条 (削除) [2022 年 7 月 30 日廃止]

L 第 3131-18 条 (削除) [2022 年 7 月 30 日廃止]

L 第 3131-19 条 (削除) [2022 年 7 月 30 日廃止]

L 第 3131-20 条 (削除) [2022 年 7 月 30 日廃止]

第 2 章 保健衛生備蓄の構築及び体系

L 第 3132-1 条 [保健衛生備蓄の構築] [2018 年 1 月 17 日最終改正]

I

国内における保健衛生上の重大な災禍、危機又は脅威のある状況に対応するため、通常の医療資源で対応することのできる程度を超える事態が発生した場合には、国家機関、第 1 卷第 4 部第 1 編に示す機関、地方公共団体、地方保健局、保健医療機関、並びにその他の保健衛生上の安全のために協力する国内又は国際的な人員及び組織の任務として使用する医療資源を補完するために、保健衛生物資等の備蓄を構築する。保健衛生物資等の備蓄はまた、保健センター及び保健施設、保険医療従事者並びに高齢者入居施設又は障害者施設に対し、例外的保健衛生状況の発生によって医療介護の提供を補完する必要性が生じ、これらの施設又は医療従事者が自ら必要を満たすことができないときに、その通常の医療資源を補完する。

II

保健衛生物資等の備蓄における役務の提供に関する契約は、予備医療従事者と国家公衆衛生局との間で締結する。本契約は、雇用者の承諾に服さない。

III

軍隊の医療部局職員は、国防大臣及び保健担当大臣の承諾を得た後に本条 I で定める行為に寄与することができる。同じ条件の下、予備医療従事者は、本条 I で定める任務と両立である以上軍隊の保健衛生支援に寄与することができ、戦闘地域又は紛争地域の外で任務を遂行することができる。

これらの契約は、軍隊の保健衛生部局と国家公衆衛生局との間で締結する。

L 第 3132-2 条〔予備医療従事者の予防接種〕〔2007 年 3 月 5 日創設〕

予備医療従事者は、L 第 3111-4 条に規定する免疫獲得に関する要件を満たさなければならない。

L 第 3132-3 条〔予備医療従事者の要件〕〔2016 年 1 月 16 日最終改正〕

他の法規定に相反しない限りにおいて、とりわけ次に掲げる事項に関し、本章の適用要件はデクレで定める。

- 一 L 第 3132-1 条で定める保健衛生物資等の備蓄の任につくことのできる者の区分
- 二 引退した医療従事者が職務を停止した日から予備医療従事者としての職務を開始するまでの最長の期間
- 三 予備医療従事者の能力の確認条件
- 四 必要のある限りにおいて、予備医療従事者として、とりわけ国際的任務を遂行する場合の登録及びその継続の条件として課す教育又は熟練に関する要件
- 五 予備医療従事者として職務を行うことに関する契約の期間と義務事項
- 六 予備医療従事者として職務を行う年間の最大期間

第 3 章 予備医療従事者に関する規定

L 第 3133-1 条〔予備医療従事者の出向に関する規定〕〔2016 年 4 月 14 日最終改正〕

- ① 予備医療従事者のうち給与所得者及び公務員は、国家公務員に係る地位に関する 1984 年 1 月 11 日法律第 84-16 号、地方公務員の地位に関する 1984 年 1 月 26 日法律第 84-53 号及び国公立保健医療機関の公務員の地位に関する 1986 年 1 月 9 日法律第 86-33 号の規定の適用を受ける者を除き、動員の対象となる職務又は研修の期間を全うする間、その雇用者によって国家公衆保健局に出向を命じられるものとする。これらの者は、賃金の維持につき権利を有する。
- ② 予備医療従事者のうち公務員である者は、動員の対象となる職務又は研

修の期間を全うする間、当該期間は保健衛生予備団における職務期間を全うするために、休暇をとるものとする。

- ③ 国家公衆保健局は、予備医療従事者が完遂した職務若しくは研修の期間における欠勤、又は場合に応じて、保健衛生予備団における任務に起因する事故又は疾病を理由とする欠勤については、各雇用者に補償を行う。
- ④ 学業の遂行につき報酬を受けない予備医学生及び無就業の予備医療従事者は、社会保障につき、国家公務員のうち非資格保持者に関する規定の適用を享受する。

L 第 3133-2 条〔予備医療従事者の動員に関する協定〕〔2016 年 4 月 14 日最終改正〕

国家公衆保健局は、L 第 3131-1 条第 1 項に規定する予備医療従事者及びそれぞれの雇用者と、書面で出向に関する協定を締結する。予備医療従事者が雇用契約に基づく被用者であるときには、保健衛生予備団における職務又は研修の期間毎にその契約の変更に相当する三者間協定を締結する。

L 第 3133-3 条〔予備医療従事者の雇用者の義務〕〔2016 年 4 月 14 日最終改正〕

- ① 予備医療従事者は、欠勤する前にその雇用者の承諾を得なければならない。
- ② 雇用者は、物若しくは役務の生産又は公役務の継続性を達成するために本来的に必要な場合に限り、予備医療従事者の欠勤を認めないことができる。
- ③ 医療従事者に対し、本編第 2 章の適用に起因する欠勤を理由とするいかなる解雇若しくは降格又はいかなる懲戒処分も行うことはできない。

L 第 3133-4 条〔保健衛生予備団における職務等機関の性質〕〔2016 年 1 月 26 日最終改正〕

- ① 保健衛生予備団における職務及び研修の期間は、勤労継続期間、昇進、有給及び社会保障給付の受給権について、法的及び契約上の利益に係る実労期間として考慮しなければならない。

- ② 保健衛生予備団の枠組みで全うする研修期間は、L 第 4021-1 条で定める保健衛生専門職の研鑽に属する事項である。

L 第 3133-5 条〔学生による保健衛生予備団への参加〕〔2007 年 3 月 5 日創設〕
保健衛生予備団への学生の参加は、その学業過程に不利益を及ぼすものであってはならない。

L 第 3133-6 条〔任務に起因する損害の賠償等〕〔2007 年 3 月 5 日創設〕

- ① 官吏の権利及び義務に関する 1983 年 7 月 13 日法律第 83-634 号第 11 条及び第 11 条の 2A は、動員の対象となる職務又は研修の期間にわたり、予備医療従事者等に適用する。
- ② 保健衛生予備団における職務又は研修の期間に損害を被った予備医療従事者、及び場合によってはその権利継承人は、任務と切り離すことのできる個人的事由に起因する損害の場合を除いて、国の負担により、被害の包括的な賠償を受ける権利を有する。

L 第 3133-7 条〔デクレで定める事項〕〔2016 年 1 月 26 日最終改正〕

次に掲げる事項をはじめとする本章の適用要件は、デクレで定める。

- 一 L 第 3131-1 条第 3 項に示す補償の態様
- 二 自由業従事者の保健医療予備団における職務又は教育の期間に係る補償の態様
- 三 退職者の保健医療予備団における職務又は教育の期間に係る補償の態様
- 四 学業を遂行するための報酬を受けない学生及び無職予備医療従事者につき、その保健医療予備団における職務又は教育の期間に係る補償の態様
- 五 (削除)
- 六 (削除)
- 七 (削除)
- 八 L 第 3133-3 条第 2 項に示す予備医療従事者の欠勤に対し、雇用者が反対を行う態様

第4章 備蓄の使用に関する規定

L 第 3134-1 条〔使用手続〕〔2019 年 7 月 24 日最終改正〕

I

保健衛生物資及び人員等の備蓄は、保健担当大臣のアレテによって動員をかける。アレテは、予備医療従事者の動員の期間及び地域的、全国的又は国際的な任務を遂行する予備医療従事者の配属先の機関を規定する。

II

本法典の L 第 1435-1 条及び L 第 1435-2 条の適用を妨げることなく、例外的保健衛生状況において、ある地域又は保護区域において医療の提供を強化する必要があるときには、それぞれにつき、地方保健局長又は保護区域の地方保健局長は、理由付決定によって、予備医療従事者を動員することができる。

L 第 3134-2 条（削除）

L 第 3134-2-1 条（削除）

L 第 3134-3 条〔デクレで定める事項〕〔2016 年 1 月 26 日最終改正〕

本章の適用要件は、とりわけ予備医療従事者の配属条件及びその動員に係る財政上の対応について、デクレにより定める。

第5章 特定リスクへの対策

L 第 3135-1 条〔医薬品の分配〕〔2022 年 7 月 29 日最終改正〕

I

L 第 5121-8 条の規定に服さず、L 第 5124-8 条 II 及び III 並びに L 第 5124-8-2 条で定める医薬品は、本条 II で定めるアレテに規定するリストに登載される場合、軍医療部隊の保健衛生物資補給施設により、薬局、省庁の医師又はその使用を予測して公役務の任務を負う公的若しくは民間組織の医師に分配することができる。

- 一 原子力、放射能、生物学若しくは化学上の事故又は攻撃のリスクが生じた場合をはじめ、国家の防衛又は安全への脅威が生じた場合
- 二 核兵器、放射能兵器、生物兵器又は化学兵器に、公衆若しくは人が冒

される事態又は晒される事態が生じた場合

II

国家医薬品医療機器安全局の意見を聴いた後に、国防大臣及び保健担当大臣の共同アレテは、以下の事項を定める。

- 一 対象となる医薬品のリスト及び当該医薬品をリストに示す理由
- 二 各医薬品の分配先となりうる省及び部局
- 三 対象となる医薬品の処方、調剤、投与又は使用の要件
- 四 医薬品の再支給の要件
- 五 保健担当大臣が、医薬品の分配、投与及び使用に関する要件の設定に関与し、並びにこれらの実施に関する報告を受ける態様

III

本条 I 及び II は、L 第 5211-3 条 IV で定める適合性の承認に服さない医療機器及びその附属物に適用する。

IV

本条 I 及び II は、L 第 5221-3 条 IV で定める適合性の事前評価の対象とならない体外診断用医療機器又はその附属物に適用する。

L 第 3135-2 条〔医療従事者等の責任の免除〕〔2022 年 7 月 29 日最終改正〕

- ① L 第 1142-1 条の諸規定にかかわらず、医療従事者は、L 第 3135-1 条で定める要件の下で行う医薬品の処方若しくは投与、医療機器若しくはその附属物の使用又は体外用診断医療機器若しくはその附属物の使用に起因する損害の責任を負わない。
- ② 医薬品、医療機器若しくはその附属物又は体外診断用医療機器若しくはその附属物の製造事業者及び軍医療部隊の保健衛生物資補給施設は、L 第 3135-1 条で定める要件の下で行う医薬品、医療機器若しくはその附属物又は体外診断用医療機器若しくはその附属物の使用に起因する損害の責任を負わない。他の欧州連合加盟国及び欧州経済領域に関する協定の加盟国における医薬品の販売許可資格を有する者についても同様とする。本項の規定は、本項の定める者につき、医薬品、医療機器若しくはその附属物又は体外診断用医療機器若しくはその附属物の製造又は販売に関する一般法上

の要件の下での責任を免除するものではない。

L 第 3135-3 条〔医療事故等の補償〕〔2018 年 1 月 17 日最終改正〕

I

- ① 一般法に従って行われる行為に相反することなく、L 第 3135-1 条の規定の枠組みで行われる予防行為、診断行為又は治療行為に起因する医療事故、医原性疾患及び院内感染の包括的賠償は、L 第 1142-22 条に示す全国医療事故医原性疾患院内感染補償公社が確保する。
- ② 公社が健康被害者又はその死亡の場合には権利継承人に宛てる補償提示は、症状が固定しているかどうかにかかわらず、各健康被害事由の評価を示し、交通事故被害者の状況の改善と補償手続の加速のための 1985 年 7 月 5 日法律第 85-677 号第 29 条に列挙する給付及び、より一般的に、同一の健康被害事由についてはほかの債務者から受け取り又は受け取る予定の価額に相当する価額を差し引いた上で、被害者又は権利継承者に帰属すべき補償額を示す。
- ③ 健康被害者が公社の補償提示を受諾したことをもって、民法典第 2044 条の定める和解が成立したものとみなす。
- ④ 公社は、負担した補償額が競合関係にある場合には、必要に応じて、健康被害の帰責者又は場合によってはその保険者に対して、被害者が有する権利を代位する。

II

本条の適用要件は、国務院の議を経たデクレで定める。

L 第 3135-4 条〔保健衛生備蓄の非薬剤師による分配等〕〔2019 年 7 月 24 日最終改正〕

- ① L 第 4211-1 条第 4 号に当たる場合を除き、国に備蓄する医薬品及び医療機器であって保健担当大臣がアレテで定めるリストに示す物は、その引渡し又は配分を必要とする重大な保健衛生上の脅威を構成する原子力事故又はテロ行為が発生した場合、薬剤師が不在であっても、県の国家代表の責任の下、他の医療従事者又はそれが不可能な場合には国内安全法典 L 第 721-2 条で定める者若しくはデクレで定める要件の下で指名された国若し

くはは地方公共団体の職員によって、引渡し又は配分することができる。

- ② 本法典 L 第 4211-1 条及び L 第 5126-1 条に当たる場合を除き、これらの医薬品及び医療機器は、本条第 1 項で定める緊急の場合の引渡し及び配分に備える目的で、デクレに定める態様に従い、薬局又は院内薬局ではない場所に備蓄することができる。

第 6 章 刑罰規定

L 第 3136-1 条〔本編の諸規定への違反に対する罰則規定〕〔2022 年 7 月 30 日最終改正〕

- ① L 第 3131-8 条及び L 第 3131-9 条で定める要請機関の講じる措置を遵守しない場合、6 ヶ月の拘禁刑及び罰金 10,000 ユーロが科せられる。
- ② L 第 3131-1 条 I 第 2 号を根拠として命じられる検疫実施、隔離開始及び隔離継続の措置への違反は、違警罪第 5 級で定める罰金が科せられる。本違警罪は、刑事手続法典第 529 条で定める一括罰金手続の対象とすることができる。
- ③ 本条第 2 項で定める違反が 30 日の期間に 3 度を超えて調書に記載された場合、6 ヶ月の拘禁刑及び罰金 3,750 ユーロ、並びに、刑法典第 131-8 条で定める態様及び第 131-22 条から第 131-24 条までで定める要件に従い補充刑として公益奉仕労働が科せられ、また、当該違反が車両を用いて行われたときは、補充刑として最大 3 年間の免許停止処分が科せられる。
- ④ 刑事手続法典第 20 条並びに第 21 条第 1 号、第 1 号の 2 及び第 1 号の 3 で定める公務員並びに税関公務員は、本条第 2 項で定める違警罪が自身による調査行為を要しないとき、当該違警罪につき調書をとることができる。
- ⑤ 国内安全法典第 L 第 511-1 条、L 第 521-1 条、L 第 531-1 条及び L 第 532-1 条で定める公務員は、本条第 2 項で定める違警罪がそれぞれ市町村の領域、自身が宣誓した領域又はパリ市領域において行われ、かつ、自身による調査行為を要しないとき、当該違警罪につき調書をとることができる。
- ⑥ 刑罰の適用は、行政機関による本法典 L 第 3131-1 条を適用して命じら

フランスにおける衛生緊急事態条項の消滅あるいは一般化？

れる措置の執行を妨げるものではない。

L 第 3136-2 条〔故意犯の規定の適用〕〔2020 年 5 月 11 日創設〕

刑法典第 121-3 条は、衛生緊急事態の基礎となる危機状況において行為者が用いることができた権限、権力及び手段、並びに、特に地方行政機関又は雇用者としての行為者の職務上の任務又は地位の性質に鑑み、適用することができる。

〔付記〕

- * 本稿は、令和 3 年度～令和 5 年度科学研究費（基盤研究（C））「国内及び欧州の諸機関による国内法秩序形成に関する比較実証研究」、令和 3 年度～令和 5 年度科学研究費（基盤研究（C））「『救済法』理論の比較研究」、及び、令和 3 年度～令和 4 年度成城大学特別研究助成金「政府の憲法解釈に関する比較実証研究——日本・フランス・ベルギー・オランダ・ルクセンブルク・イタリアの横断的分析」の研究成果の一部である。

（おくむら・こうすけ＝本学教授）

